

重要事項調査依頼書

当社は、宅地建物取引業法第35条第1項第5号の2、同法施工規則第16条の2等により、下記マンションの重要事項について、これに係る費用を添えて貴社に依頼致します。

尚、売却依頼主より調査依頼項目開示の了解を得ております。

調査依頼日	年 月 日
宅地建物取引業者	
会社名	
住所	〒 〇〇〇 〇〇 〇〇 市
免許番号	国土交通大臣・知事 ()第 〇〇〇 号
依頼者	所属部署 : 〇〇〇 氏名 : 〇〇〇
	TEL : 〇〇〇〇〇〇〇〇 FAX : 〇〇〇〇〇〇〇〇
調査対象マンション	
名称	〇〇〇 〇〇〇 号室 / 分譲P-No.
所在地	
区分所有者	氏名 : 〇〇〇 TEL : 〇〇〇〇〇〇〇〇

【 調査依頼項目 】

↓お選び✓下さい	項目	手数料(税込)	振込先
<input type="checkbox"/>	重要事項調査報告書	16,500円	三井住友銀行 甲東支店 普通4180078 ダイドー管理株式会社
<input type="checkbox"/>	管理規約 <マンション>	5,500円	
<input type="checkbox"/>	管理規約 <駐車場>	5,500円	
<input type="checkbox"/>	議事録(写) ★一期分につき	3,300円	
<input type="checkbox"/>	長期修繕計画書	2,200円	
<input type="checkbox"/>	「区分所有者変更届」等一式	-	
振込金額合計		円	

※ご依頼の際は下記の留意事項を確認の上、ご依頼ください。

- ・調査依頼項目の依頼する内容については、□の中に✓印を付けてください。
- ・手数料は前払いとなっております。お振込後、振込用紙の写しを下記へ添付して依頼してください。
- ・議案書の販売は行っていません。
- ・管理規約の発行は、FAXではご送付致し兼ねますのでご了承ください。(手渡しまたは郵送)
- ・重要事項調査報告書の発行は、依頼書を受け取ってから2~3日後になりますので、予めご了承ください。
- ・金額相違による返金の際は、振込手数料はご依頼者様負担にて対応致します。

【 振込明細書貼付欄 】

※振込明細書をもって、領収書と代えさせていただきます。

※ 管理規約等、2部以上必要な場合は、該当分に合わせてご入金をお願い致します。
詳細を下記空欄にメモ入れて頂けると助かります。